

番号	区分	質問事項	回答
1	調査準備	受け持ち調査区に単位区がないが、自分で区割りをする必要があるのか。	調査区には、単位区がある場合とない場合があります。単位区の記載がない場合は、調査区と単位区が同じものであるとご認識ください。単位区がある方は、調査区と単位区の違いに注意しながら、調査活動をお願いします。（参考：調査員のしごと P4）
2	調査準備	近隣のマンションについて、詳細を知りたい。	可能な限り管理人から詳細を聞くなど、情報収集に努めてください。管理人がいない、情報収集ができない等の事情で調査活動に支障をきたす場合は、行政課に個別にご相談ください。（参考：調査の手引き P104～P105）
3	調査準備	マンションの管理人からの情報収集も9月20日より前に行ってはいけないのか。	世帯への調査書類の配布期間（9月20日～30日）を遵守していただければ、調査区内の確認は9月19日までに実施していただいて差し支えありません。
4	調査準備	調査区要図の記載方法に不安がある。	赤穂市では、あらかじめ、調査区全体の形が図示された調査区要図を準備しており、記載の負担が少なくなっています。ただし、新たな建物が増えている場合は、図示してください。
5	調査対象	10月1日以前に調査区外に転出した世帯は調査の対象外か。	国勢調査上の世帯と住民票上の世帯は別の概念です。国勢調査は、転入・転出手続の有無に関係なく、10月1日時点で「ふだん住んでいる」場所を基準に調査をします。（例えば、転出・転入の手続をしていないが、通学のため普段調査区に住んでいる人等は調査対象です。）（参考：調査の手引 P8～14）
6	調査対象	社会福祉施設（老人ホーム等）に入所している人は調査対象か。	社会福祉施設に入居されている方については、3か月以上の入居の方（見込まれる方を含む。）は、施設での調査となり、施設の職員が調査します。3か月に満たない入所者については、自宅での調査となります。もし、どちらに該当するかわからない方がいらっしゃいましたら、行政課に個別にご連絡、ご相談ください。（参考：調査の手引 P9）
7	調査対象	受け持ち調査区に駐在所があるが調査対象か。	駐在所等、寝泊まりしている方がいらっしゃる場合は、調査の対象です。一般世帯同様、調査票の配布をお願いします。（参考：調査の手引 P8～14）
8	調査対象	受け持ち調査区に工場や企業があるが、調査対象か。	寝泊まりしている方がいらっしゃる場合は、調査の対象です。訪問時に職員に該当の世帯がないかどうかを尋ねていただき、いらっしゃる場合は、調査をお願いします。また、工場や企業が目印となる場合は、調査対象かどうかに関わらず、調査区要図に工場名や建物名の記載をお願いします。
9	調査対象	受け持ち調査区にグループホームがあるが調査対象か。	受け持ち調査区にグループホームがある場合は、個別に行政課までご連絡をお願いします。
10	書類配布	調査書類の配布は9月20日より前に行ってよいか。	不可です。必ず9月20日から30日の間で配布してください。調査書類が9月20日から配布される旨を広報しているため、かたり調査と誤認される恐れがあります。

11	書類配布	紙の調査票を9月30日以前に提出したい世帯があったときの対応を教えてください。	調査票の郵送、調査員への提出について、原則は10月1日から8日までと定めがあります。ただし、その期間に不在にしているなど、回答できない事情がある場合は、9月30日までに提出しても差し支えない旨をお伝えください。ただし、調査員の皆様におかれては、9月20日より前に調査票を世帯に配布されると、総務省へ報告しなければなくなるため、絶対に止めてください。（参考：調査の手引 P27）
12	世帯対応	日本語が分からない外国人世帯に対する対応について知りたい。	外国人向けリーフレットを用意しています。リーフレットに記載のQRコードを読み込んでいただくと、「国勢調査キャンペーンサイト（外国人サポート専用ページ）」にアクセスできますので、ご案内ください。リーフレットが必要な場合は行政課にお問い合わせください。また、「インターネット回答であれば多言語対応している旨」をお伝えください。
13	世帯対応	回答を拒否されたらどう対応したらよいか。	正確な統計結果に基づいて公正で効率的な行政を行うため、漏れのない回答を得ることが必要であり、日本に住むすべての人と世帯が対象になる旨を丁寧に説明してください。また、インターネットで簡単・便利に回答ができる旨を伝えるなど、調査に協力いただけるよう、ご説明ください。（参考：調査の手引 P124～126）
14	世帯対応	インターネット回答についてはどの程度支援することが認められるか。	世帯との関係性や地域の実情に合わせて、調査の信頼を損ねない程度の支援をお願いします。調査の主体は世帯ですので、世帯の同意の取れない部分の支援は避けてください。世帯がお困りの部分（操作の方法等）について、支援をお願いします。
15	全般	行政課からのご連絡	配布用品一覧の裏面に記載のあります、⑤調査書類収納ファイルは、説明会でお渡ししていますので、郵送用品には入っていません。実際の調査活動でご使用いただくものとなりますので、管理にご注意ください。
16	全般	行政課からのお願い	調査員の皆様は、行政課の電話番号（0791-43-6850）を携帯電話等にご登録ください。連絡があれば応じていただきますよう、お願いします。